

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、高松市鶴尾土地改良区から役員
の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成29年8月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 退任した役員

役員の種類	氏名	住所	退任年月日
理事	飯間 博美	高松市勅使町285番地3	平成29年8月9日
〃	植松 和俊	〃 紙町538番地1	〃
〃	吉村 繁三郎	〃 上天神町466番地1	〃
〃	松本 芳博	〃 三条町151番地	〃
監事	片山 久男	〃 勅使町1381番地1	〃
〃	片山 康雄	〃 西春日町1257番地	〃
〃	飯間 和明	〃 田村町439番地	〃

2 就任した役員

役員の種類	氏名	住所	就任年月日
理事	飯間 博美	高松市勅使町285番地3	平成29年8月10日
〃	植松 和俊	〃 紙町538番地1	〃
〃	飯間 和明	〃 田村町439番地	〃
〃	吉村 繁三郎	〃 上天神町466番地1	〃
〃	松本 芳博	〃 三条町151番地	〃
監事	片山 久男	〃 勅使町1381番地1	〃
〃	片山 康雄	〃 西春日町1257番地	〃
〃	黒川 忠昭	〃 三条町340番地	〃